

## 会議録

会議の名称	第15回西東京市都市計画審議会
開催日時	平成17年 9月 28日 午前10時00分から午前11時30分まで
開催場所	防災センター6階 講座室2
出席者	【委員】砂押会長、土井委員、浅野委員、板倉委員、猪野委員、岩越委員、江田委員、久野委員、小西委員、五味委員、塩月委員、中野委員、宮崎委員、森委員、森下委員 【西東京市】坂口市長、高根都市整備部長、安部都市整備部参与、坂口都市計画課長、貫井再開発課長、古厩主査、渡辺主事、内野主事
議題	1) 議案 第1号 西東京都市計画都市再開発の方針の決定について 第2号 西東京都市計画生産緑地地区の都市計画変更について
会議資料の名称	1. 西東京都市計画都市再開発の方針(案) 2. 西東京都市計画生産緑地地区の変更(案) 資料1 都市再開発の方針の法的位置づけ 資料2 新旧対照表案 参考資料 東京都における都市再開発の方針(パンフレット)
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>高根部長：開会の挨拶 新委員の委嘱状交付及び委員の異動について報告</p> <p>坂口市長：挨拶 砂押会長に議題第1号及び第2号を諮問、付議</p> <p>高根部長：会議資料確認</p> <p>砂押会長：開会宣言 矢嶋委員が所用のため欠席だが、西東京都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告。 また、西東京市都市計画審議会条例第5条の規定により会長職務代理に関しては引き続き、土井委員を指名。(各委員異議なし) 本審議会を公開することを確認。(各委員異議なし) それでは議事に入る。 議案第1号「西東京都市計画都市再開発の方針の決定について」事務局からの説明を求める。</p> <p>貫井課長：議案第1号について説明。</p>	

砂押会長：本案に関して質疑に入る。

○浅野委員：ひばりヶ丘駅北口は街路事業と認識しているが、再開発事業に変更したのか。

○貫井課長：本方針は街路事業や土地区画整理事業、地区計画など幅広い土地利用の転換を捉えたもののご理解願いたい。ひばりヶ丘駅北口については基本構想に基づき今後具体的な事業手法を検討していく。

○坂口課長：ひばりヶ丘駅北口は、街路事業と併せて周辺のまちづくりを想定している。ここでいう再開発は第1種市街地再開発事業などの法定再開発事業だけを想定しているものではない。

○浅野委員：ひばりヶ丘駅北口の今後の住民対応について教えていただきたい。

○坂口課長：周辺の方に意向調査を実施する予定である。その結果を踏まえ、関係権利者の再建策や移転、共同化などの対応を今後整理していく。

○猪野委員：本方針の位置付けについて教えていただきたい。

○貫井課長：本方針は平成12年の都市計画法及び都市再開発法の改正に伴い、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは別に定めることになった。市街地再開発の各種施策を長期的かつ総合的観点から体系づけるものとして「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「西東京市総合計画」、「西東京市都市計画マスタープラン」と整合性を図りながら、再開発の適正な誘導と計画的な推進を目的として策定している。

○猪野委員：西東京市の都市計画マスタープランでは区域別に10地域の将来像を掲げているが、本方針では4地域で区分している。その理由を教えていただきたい。

○貫井課長：本方針は駅勢圏に配慮し、10地域を4地域に区分した。

○宮崎委員：「自然や歴史・文化などの環境を生かした整備」( -2-(4) )で「誰もが障害なく移動できる都市の形成」とあるが、関連性が分からない。

○高根部長：自然、歴史的特性を生かすとともに、「水と緑のネットワーク」を整備することで、公園や緑地を障害なく移動できる都市の形成を図りたいと考えている。

○森委員：意見書の提出先はどこなのか。また意見書の提出期限前に当審議会に答申をして構わないのか。教えていただきたい。

○貫井課長：意見書の提出先は東京都である。

この案件は決定権者が東京都であるため、本市に対する意見照会と並行し、都市計画法第17条の規定による縦覧を東京都で行っている。本市に対する意見照会は都市計画審議

会で答申をいただいた上で回答する。東京都では本市の意見照会に対する回答、及び縦覧における意見書等の結果を踏まえ、10月下旬の東京都都市計画審議会にて付議する予定である。

砂押会長：他になければ採決に入る。

「議案第1号 西東京都市計画都市再開発の方針の決定について」賛成の方は挙手を願う。（挙手全員）

挙手全員と認め、本案は原案通り可決する。

引き続き「議案第2号 西東京都市計画生産緑地地区の都市計画変更について」事務局から説明を願う。

坂口課長：議案第2号について説明。

砂押会長：本案に関して質疑に入る。

- 久野委員：1 過去10年にわたる生産緑地の状況  
2 買取申出に対する買取行為の状況  
3 標識の共通化について

以上3点について説明を願う。

○坂口課長：

1 平成7年度から平成17年度では、面積で167.02haから145.32haに変更し、21.7haが減少している。平成7年度ベースにすると平成17年度は86.7%であり、13.3%減少している。

2 買取申出が出された時点で検討するため、現在買取りの予定箇所はない。買取申出された土地に関しては、庁内で供覧をもって確認を行っている。予算措置などの面から考えても即買取りに関しては課題がある。

3 新規標識の取替えは考えていない。旧市の標識にシールを貼って対応している。現在旧田無地区が終了し、今年度中に旧保谷地区を行う予定である。

砂押会長：他になければ採決に入る。「議案第2号西東京都市計画生産緑地地区の変更案」について賛成の方は挙手を願う。

～挙手全員～

挙手全員と認める。よって本案は原案通り決定した。これをもって議案についての審議を終了する。

これより市長に答申及び決定書を受け渡す。（答申書、決定書の受け渡し）

○砂押会長：事務局から他に何かあるか。

○坂口課長：次回第16回都市計画審議会は、この場所で平成17年10月11日（火）に予定している。

砂押会長：以上で本日の日程はすべて終了した。条例第8条に規定する議事録につい

ては、要旨録の作成を事務局に指示する。これをもって第15回都市計画審議会を閉会する。